

第3次うきは市環境基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

第3次うきは市環境基本計画策定業務

2. 業務の内容・委託期間

別に定める「第3次うきは市環境基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

3. 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「第3次うきは市環境基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

4. 委託料上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

令和8年度 3,036,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

令和9年度 5,544,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

総額 8,580,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

提案に際しては、年度ごとにこの上限額の範囲内で提案額を提示すること。

なお、提案額の提示に当たっては、消費税の税率を10%で積算するものとする。

5. 提案参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和元年度以降に環境計画策定にかかる業務の類似業務を受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更生手続き又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和8年度うきは市競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。但し、未登録の者においては、令和8年11月10日（火）までに登録手続きを完了すること。
- (5) この公告の日から提案書の提出期限までの間に、うきは市指名停止等措置要綱（平成17年3月20日告示第74号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。

6. 選定スケジュール

① 公募開始	令和8年10月26日（月）
② 質問受付	令和8年10月26日（月）～令和8年11月4日（水） 13時00分まで（必着：電子メールにて受付）
③ 質問への回答	令和8年11月6日（金）電子メールにより回答
④ 参加表明書提出	令和8年11月13日（金）17時15分まで（必着）
⑤ 提案書等の提出	令和8年11月13日（金）17時15分まで（必着）
⑥ 1次審査結果通知 （書類審査）	令和8年11月18日（水）
⑥ 2次審査 （プレゼンテーション）	令和8年11月20日（金）14時より（予定） 各社30分程度
⑦ 結果通知	令和8年11月下旬（予定）
⑧ 業務委託契約締結	令和8年12月上旬（予定）

7. 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）正本1部

(2) 附属書類 正本各1部

- ア 会社概要書（様式第3号）
- イ 類似業務実績表（様式第4号）
- ウ 業務実施体制調書（様式第5号）
- エ 誓約書（別紙）

(3) 参加表明書提出期限

令和8年11月13日（金）17時15分（必着）

(4) 提出方法

持参（土・日及び祝日を除く）又はうきは市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送（配達証明）で提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

8. 提案書等の提出について

(1) 提案書（様式第2号）正本1部

(2) 企画書（自由様式）正本1部、副本6部

ア 原則A4版（必要に応じてA3版折り込みも可）とし、様式は特に定めないものとする。

イ 仕様書に沿って企画提案を行い、特色が分かりやすいものとする。以下の項目については必ず記載すること。なお、写真、図表等を用いることも可能とする。

（ア） 計画策定に関する基本方針について

（イ） 各種会議等の運営支援の方策について

（ウ） 具体的な作業スケジュール

ウ 仕様書の要求事項にかかわらず、提案者の知識と経験を活用して留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案等があれば記載すること。

エ 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容の提案をする場合は、そのポイントを明確に記載すること。

(3) 見積書（様式第6号）正本1部、副本6部

ア 本業務の実施に要する全ての経費について、作業項目ごとに記載すること。
（積算内訳書については任意様式）

イ 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(4) 提案書等提出期限

令和8年11月13日（金）17時15分（必着）

(5) 提出方法

持参（土・日及び祝日を除く）又はうきは市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送（配達証明）で提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

9. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

ア 1次審査及び2次審査による審査を行う。なお、評価項目は下表のとおりとする。

イ 1次審査は、書類審査により実施し、評価点の高い提案者（上位3社程度）を1次審査合格者とする。1次審査の結果は、確定後直ちに参加者全てに対して電子メールにて通知する。

ウ 2次審査は、令和8年11月20日（金）に、うきは市役所 吉井庁舎にて、審査会（プレゼンテーション）により実施し、1社につき20分以内（質疑時間含

まず）で説明を順次個別に行い、質疑応答は10分間程度とする。なお、出席者は4名以内とし、説明は委託業務を直接担当する者（業務責任者）が、提出資料に関することについて行うこととする。

エ 2次審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とし、審査会は非公開とする。ただし、総得点が最低基準（総得点が満点の60%）を超えていない場合は選定対象としない。

オ 最高得点が同点で2社以上ある場合は、見積書の得点が高いものから順に交渉権を決定し、さらに同点の場合は審査委員の多数決投票により選定する。

カ 説明にパソコン等を用いる場合は、各者で準備をすること。（プロジェクター及びHDMIケーブルは、会場に備えつけのものを使用する。）

下表

審査区分	関連書類	審査項目	配点
1次審査	類似業務実績表	業務実績	5点
	財務諸表	財務状況	5点
	会社概要 業務実施体制調書	実施体制	5点
2次審査	提案書・企画書	計画策定に関する基本方針	5点
		市の現況把握と分析等の方策	10点
		第2次うきは市環境基本計画の点検・検証・評価の方策	10点
		各種会議等への運営支援の方策	15点
		第3次うきは市環境基本計画策定業務の全体的な方策	15点
		企画提案全体について	15点
		プレゼンテーション	5点
	見積書	見積額（1－提示見積額÷委託上限金額）×100 ※10点を上限	10点

10. 質問の受付と回答方法

（1）提出書類

質問書（様式第7号）による。

（2）提出期限

令和8年11月4日（水）13時00分まで（期限を過ぎた質問には回答しない。）

（3）提出方法

電子メールによる（kankyou@city.ukiha.lg.jp）

（4）回答方法

電子メールにて回答または市ホームページにて公表

※令和8年11月6日（金）までに参加表明書を提出した全ての者に全質疑応答集をメールにて送付または、市ホームページにて公表する。

1 1. 失格

次のいずれかに該当するときは市が判断した場合は、その提案者は失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提案書の提出から契約締結までの間に、うきは市から指名停止等の措置を受けることとなったとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (7) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

1 2. 途中辞退

- (1) 提案者は、申出により参加表明申出日からプレゼンテーション実施前日までの間に、プロポーザル参加辞退届（様式第1号－2）の提出により、辞退することができる。

辞退届の提出は、持参若しくは郵送とし提出期限については、プレゼンテーション実施前日[令和8年11月19日（木）]の17時15分までの必着とする。

1 3. 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と提案者等の内容を基に事業実施についての協議・調整を行い、契約内容に関する交渉が整ったときに、契約を締結する。
- (2) 契約内容に関する交渉が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたとき、受託優先交渉権者が辞退した場合等は、うきは市と審査結果次点の者から順次同様の手続きを行う。
- (3) 契約及び手続は、うきは市契約規則に従い行う。
- (4) 選定された企画提案書の内容等によっては、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

1 4. その他留意事項

- (1) 提案に関して必要となる一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査に関する目的以外の使用及び提供は行わない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複写することがある。審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (5) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けたうえで実施するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、うきは市情報公開条例（平成17年3月20日条例第8号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。

15. 事務局（書類の提出先）

うきは市 市民生活課 生活環境係（担当：古賀）

所在地 〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地

TEL 0943-75-4972（直通）／FAX 0943-75-3114

メールアドレス kankyou@city.ukiha.lg.jp